

議長（鳥居直記君） 出席議員半数以上であります。これより議事日程第2号により本日の会議を開きます。

日程1

市政一般質問

について、これよりお手元に配付いたしました質問通告表により、順次、市政一般質問を行います。15番板坂博之議員。

〔板坂博之君登壇〕

15番（板坂博之君） おはようございます。

質問通告に従いまして、順次、質問いたしますので、市長並びに関係理事者の明快な答弁を求めらるるものであります。

質問通告をしておりました「補助金・貸付金について」は、時間がありませんら自席より質問をさせていただきます。

最初に、長崎衛生公社に対する本市行政のかかりと責任について質問いたします。

公共下水道の普及に伴い、し尿収集人口は減少の一途をたどり、これに比例して、くみ取り収入も減少し、長崎衛生公社経営に深刻な影響を及ぼしております。このようなことから、将来にわたるし尿の適切な収集を確保し、し尿収集体制の規模適正化を図り、あわせて衛生公社の営業安定化を目的とした長崎衛生公社経営安定化事業計画を平成9年2月に作成しました。この事業計画は、し尿収集体制の見直し、衛生公社自主改善策の実施、代替業務の提供を大きな柱として、今後、これらの計画に基づき、順次、具体的方策を実施していくこととしております。

しかしながら、長崎市の地形は山に囲まれ、収集作業は他都市に見られない困難性を有するとともに、また、高台地区への公共下水道の普及により、水洗化していない世帯が散在し、間引き収集となること等により、作業効率が著しく低下しているとはいえ、当期利益が平成8年度から赤字となり、10年度以降は大幅な悪化傾向を示し、現状の衛生公社の経営状況は、平成11年度末で累積損失は約3億4,000万円の多額に上っております。さらに、平成13年度の決算では、平成12年度から会計基準の変更に伴い、退職給与引当金を全額計上したことにより、この引当金約9億9,000万円を含めた累積損失は14億7,900万円と膨大な金額

になっております。

このように、今後とも累増が見込まれる累積損失を黙って手をこまねいて見逃すことはできません。公共下水道の普及が今後とも進む中、株式会社とはいえ、出資金の3分の1を支出している立場上、真剣に検討する時期にあると判断していますが、市長は、本市と長崎衛生公社とのかかりと市の責任について、どう考えておられるのか、お尋ねいたします。

また、公社自体の将来に対するビジョンが見えておらず、企業としての経営努力をもっとやるべきであり、公社経営陣の責任は重大であります。当期利益が毎年赤字となり、累積損失が増大する現実を踏まえ、毎年度多くの補助金を支出している長崎市として、現状の経営陣をどう判断されておられるのか、見解を求めらるるものであります。

次に、入札のあり方について質問いたします。

昨年4月に、公共工事の入札契約に係る適正化法が施行されて以来、本市においては、公共工事の適正化、透明化を図るため、新たな入札契約制度の構築に向けた各種の取り組みが行われてきています。その一つが、16年度以降に予定されている電子入札の一部導入に備えた準備段階としての電子メールにかわる郵便入札の試行、また、公共工事における適正な施工を図るため、言い換えれば、不良工事を防止するために最低制限価格といったものを設けておられますが、その設定方法の見直しや、さらには入札監視委員会の設置など、さまざまな取り組みが他の自治体に先んじて行われておりますことを一定評価したいと思います。ただ、今、申し上げました新たな取り組みについては、試験的に、試行的にという条件がついております。なぜならば、やってみて不都合があれば速やかに見直しを行いたいということでもあります。

そこで、最低価格について、本市においては、その率をパソコンにて自動的に決定されているようですが、現在の公共工事を取り巻く厳しい環境を考えると、企業の入札価格は、おのこの業者が工事の設計書等に基づき、自己の技術力や培ったノウハウによる積算の上、利益とリスクを勘案して決定されるものと考えております。試験的とはいえ、パソコンで最低価格を決定することは、いささか疑問の点もございます。試行期間中の現

状と、今後、行政として、このような入札制度をどのように考えているのか、お示してください。

次に、最低制限価格に関連する質問であります。先ほど申し上げましたように、建築工事には、最低制限価格が設定できるわけですが、業務委託については、これまで地方自治法の規定がなかったため設定ができなかったわけです。しかしながら、本年3月に地方自治法施行令が改正され、工事、製造の請負契約以外でも設定できるようになったところでもあります。そこで、昨年9月議会で、私が業務委託契約のあり方について、受注競争激化の中にあって、安易な随意契約は認められないとして、随意契約から競争入札の推進を行うべきではないかと指摘をいたしました。建設管理部においては、この指摘を受け、本年度見直しを行ったと聞き及んでおります。今後、さらに競争入札が推進されるものと考えております。

そこで、建設工事と同様に、適切な競争を推進するためにも、例えば建設コンサル業務や警備、清掃など業務委託契約についても、最低制限価格を設定する考えがないのか、お尋ねします。

最後になりますが、本市が発注する建設工事、物品調達など、これを受注するに際しては、定期受け付け時に市の有資格業者として資格審査を受けなければならないとなっております。その要件の一つとして、前年度の市税滞納がないこととなっております。しかしながら、現在の厳しい経済環境を反映して市税の滞納も増加いたしており、個人はもとより企業も同様の状況にあります。これらを放置できないわけでありまして、また、企業の社会的責任としても、納税は義務であり、絶対のものであります。

そこで、市の公共工事や物品調達等を行う企業が受け付け後、新たに市税の滞納が発生した場合については、当該企業が果たして受注するにふさわしい企業であるのか疑問であります。例えば指名通知書等に「市税滞納がある場合、指名を取り消す」などといった要件を付すなど、何らかの対策を講じる考えはないのか、市当局の見解を求めらるものであります。

以上で本壇からの質問を終わります。

＝（降壇）＝

議長（鳥居直記君） 市長。

〔伊藤一長君登壇〕

市長（伊藤一長君） 皆様、おはようございます。

坂坂博之議員のご質問にお答えをいたしたいと思っております。

第1点目の長崎衛生公社に対する本市行政のかかりと責任についてであります。し尿は、ごみと同様に、一般廃棄物といたしまして、その処理を行うことは市の固有事務であると規定されております。したがって、本市は、し尿処理業務に係る最終的な責任を果たさなければならない立場にあるわけでありまして、

坂坂議員ご指摘のとおり、公共下水道の普及に伴いまして、し尿の収集人口は、今後とも長期的にわたって減少していく見込みであります。一方で、ご指摘のように、本市の地形的特性などにより、最終的に、し尿収集世帯は一定数残存することが見込まれますことから、今後も、し尿の適正処理を確保するためには、長崎衛生公社は、その規模を縮小しつつも存続させねばならないと判断しているところであります。また、本市は、衛生公社の3分の1の株を保有している株主という立場でもありまして、その点からも、公社の経営に重大な責任を有しております。この衛生公社を取り巻く経営環境は、し尿収集世帯の減少あるいは散在化などにより、悪化の一途をたどっておりまして、厳しい局面を迎えていることは事実でございます。

本市では、これまで、くみ取り手数料の見直し、あるいは補助金制度の導入などにより、そのほかに平成9年2月には、長崎衛生公社経営安定化事業計画を策定いたしまして、衛生公社の計画的減車・減員に対して、代替業務を提供するなど公社の経営安定化を図ってまいりました。また、平成12年度には、長崎衛生公社改善検討委員会を設置いたしまして、衛生公社の作業実態に見合った収集体制の確立など公社自身の経営努力を踏まえた適正業務の確認を行うとともに、本市の責任及び役割を明確化し、実施すべき支援策を整理したところであります。

本市は、これまで、この検討委員会からの報告書の指摘事項に沿った対応といたしまして、平成12年度末時点における衛生公社の累積欠損金の一部解消に係る補助金の交付、し尿処理手数料の改

定、代替業務としての粗大ごみ収集運搬業務の提供、さらには、下水道の進捗に伴う減収を補てんするための補助金を拡充するなどの措置を講じてまいったところであります。また、現時点で実施に至っていない事項につきましては、衛生公社の経営やし尿を取り巻く諸問題を中長期的な視野に立って検討・協議をするために、有識者を交え、本年度に設置しておりますし尿問題検討委員会からもご意見をいただきながら対応してまいりたいと考えておるところであります。

次に、現状の経営陣についての見解であります。現在、衛生公社の経営陣、すなわち取締役でございますが、代表取締役を含みます常勤の取締役2名、非常勤の取締役2名の4名が選任されております。任期は平成15年の定時株主総会終結までとなっております。取締役の選任につきましては、定款に基づきまして、本市も株主として出席いたしております株主総会において決定されるものであります。この経営陣に求められますのは、し尿行政に精通した厳しい経営手腕であり、経営陣はこの点を十分に認識していただき、厳しい環境の中ではございますが、経営に当たっていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上、私の本壇よりの答弁といたしたいと思います。

他の件につきましては、所管の方から答弁いたしますので、よろしく願いいたします。

＝（降壇）＝

建設管理部長（松藤俊光君） 板坂議員のご質問の2. 入札のあり方についてお答えをいたします。

最低制限価格についてでございますが、最低制限価格の決定につきましては、現在、本市では、パソコンによる自動設定システムを利用して効率的に行っているところでございます。これを採用した背景につきましては、昨年4月に公共工事の入札契約に係る適正化法が施行されて以来、公共工事の適正化を図るために、入札・契約制度の改善に取り組んできたところでございます。その一環として、最低制限価格の決定方法につきましても、見直しを行ったものでございます。

具体的には、従来は、発注者において工事内容等に応じてその額を算定していたものを、乱数関

数を用いたパソコンで自動設定することにより入札時点で初めて最低制限価格が決定されることといたしたものでございます。

なお、ただいま申し上げました最低制限価格の決定方法等、新たな入札・契約制度につきましては、これまで建設業協会を初め関係団体に対しまして説明会を行ったところでございます。なお、一定のご理解は得ているものと思っております。

いずれにいたしましても、最低制限価格の決定方法につきましては、現時点では、あくまでも試行段階であり、しばらくの間、その結果を十分検証した上で、よりよいものにしてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

次に、業務委託契約への最低制限価格の設定についてでございますが、議員ご指摘のとおり、本年3月に地方自治法施行令が改正され、4月から工事、製造の請負契約以外についても、その設定ができるようになったところでございます。本市といたしましても、その取り扱いにつきまして検討する必要があると考えております。しかしながら、施行令改正後、間もないこともあり、他都市におきましても、検討予定や検討中のところがほとんどであること、また、特に、警備、清掃など業務委託契約につきましては、その設定方法も含め、その取り扱いが本市の全部局に関連することもある一定、慎重な協議を要するものと考えております。

したがって、本市といたしましては、他都市の導入状況を見守りながら、引き続き検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、市税滞納業者への対応についてでございますが、本市が発注する建設工事等への入札に参加するためには、本市有資格者として登録する必要があります。その定期受付の申請の際に、本市の市税滞納がないことを一つの要件といたしております。したがって、市税の滞納がある場合には、本市の登録ができないようになっております。

なお、議員ご指摘のとおり、本市への登録後に市税の滞納が発生した場合につきましては、今日、市税の滞納も増加しており、また、本市の財政状況からしても、このような企業の放置はできないわけでございまして、滞納が確認された場合は、

その時点で、例えば指名を行わないなどの措置を検討する必要があるものと認識いたしております。

したがいまして、その取り扱いにつきまして、関係部局とも協議の上、対策を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

15番（板坂博之君） それぞれご答弁をいただきましたので、再質問をさせていただきます。

まず、長崎衛生公社に関してであります。私は、この本会議場では、基本的なことに関して質問をし、細部にわたっては、特別委員会がございますので、そちらの方で質問をさせていただきます。

市長の答弁では、し尿収集人口は、今後とも長期にわたって減少していく見込みであるが、し尿収集世帯は一定数残存することが見込まれることから、公社は存続させなければならないというご答弁でありました。当然、私もまた、多くの皆さんも同じような考えだというふうに思っております。そういう考えに立って、再質問をさせていただきます。

長崎市は、衛生公社に関して、現在まで公社の累積欠損金の一部解消に係る補助金の交付、し尿処理手数料の改定、代替業務の提供、下水道の進捗に伴う減収を補てんするための補助金の拡充など、いろいろな措置を講じておられますが、私は、公社経営安定化には至っていないというふうに思っております。

平成13年3月に報告されました包括外部監査人は、市とのかかわりについて、「長崎市は公社に対して出資金を支出し、民間銀行借り入れの債務保証を実施し、かつ補助金を支出して一定の支援をしています。しかし、巨額なこの公社の赤字に対して、それらの支援は効果を持つものなのか、このままでし尿くみ取り業務サービスは、今後も、安定的に受益者市民へ供給され続けられるものなのか」との観点から監査を行っています。結論は、「問題を少しずつ先送りしていても、累積欠損金は大きくなるばかりであり、多額過ぎて解決不可能な事態に陥る可能性さえある。このままの状態で行き、最終的に多額の税金を投入する事態となったとすると市民の理解は得られず、かつ公社職員へ約束してきた処遇を守ることができなくな

るおそれがある。市民の側から見ると、市民へのサービス提供に不安がある。冷静に現状分析をした上での解決策の策定が緊急の課題である」との大きな市政上の問題であると指摘をされております。早急に対応をすべきであります。

私は、全国の株式会社何々公社という会社を調査してみました。全国で14社あるんですが、残念ながら1社だけは「回答できません」ということで、13社からの回答をいただいております。「3カ年の決算はどうですか」と、全部、黒字なんです。中には、黒字、赤字、黒字、赤字、黒字、赤字という会社もありました。2社ありましたが、みんな黒字なんです。3カ年連続赤字は長崎衛生公社だけなんです。ただ、し尿くみ取り比率は、これもまた、長崎が一番多いんです。長崎が58.4%、中には、し尿くみ取りはやっていないという公社もございました。平均で21.5%です。私は、くみ取り比率が多いから、こうなるのかなと分析をしますと、そういう考え方もあります。そしてまた、市の助成、補助をいただいておりますのは、これもまた長崎市だけなんです。ほかの12公社は、行政からの補助はいただいております。

そして、各社の業務拡大状況、「し尿くみ取り以外に、どういう事業をされてますか」という質問では、下水処理場の維持管理、ごみ収集業務の委託、公園の清掃管理業務など、こういう事業を各衛生公社は企業努力、経営努力としてやっております。恐らく、これは市からの代替業務というふうに思いますが、例えば下水処理場の維持管理、私は再三質問をいたしております、指摘をいたしております。長崎市内の業者に維持管理はさせるべきだということで、指摘をずっといたしました。下水道部に聞いてみました。下水道は、全部、長崎市内に委託をするというふうの方針を決めて、恐らく来年度からは、そのようになると思います。私は、この下水処理場の維持管理は、本当に衛生公社がちゃんとした経営者があるのであれば、10年、15年前から状況はわかっておるわけですから、「下水道の維持管理をうちの会社にやらしてくださいよ」と、こういう交渉をやるべきだと、私は、そういうふうに思います。それを全然やらずに、下水道が普及しておるから、くみ取り世帯は減っておるわけでしょう。当然、代替

業務として、私は、要求をしてもおかしくないというふうに思っております。

それから、今後の計画、「どういう計画をお持ちですか」という質問もさせていただきました。産廃収集運搬などの業務拡大、そしてまた、リサイクルセンターの建設運営、こういう事業計画をやっていますよと、前向きではないですか。よその全国の公社は、前向きにいろいろなことを考えてやっておるんですよ。

私は、衛生公社もそれなりに努力はされると思いますが、私は、この際、公社の経営体質を抜本的に変えること以外に公社再建の方策はないと思っております。給料カットや人員削減などは最後の安易な手段なんです、これは、経営者として、こういうことはやったらいかんです、本当は。私は、従業員は自分の仕事はちゃんと自覚をして一生懸命頑張っていると思いますよ。3Kと言われる、いわゆる危険、汚い、きついという仕事をやっておるわけですから、それなりに見合う給料は、私は当たり前だと思います。私は、経営陣に問題がある、そういうふうに思いますよ。そして、この経営陣を送り込んでいる行政は大きな責任があるかと思えます。

市長は、平成12年6月議会の野口三孝議員の質問に対して、代表取締役は、取締役会の決議によって選任をされており、本市のみの判断で代表取締役を交代させることは困難な面があるものと考えておりますと、こういう答弁をされております。当たり前です。定款上では当たり前なことなんです。しかし、実際は、市の意向が全面的に私は入っておると思います。

というのはですね、これ、昭和63年9月議会、当時の柴田 朴議員の質問です。当時の市長が答えております。衛生公社の社長の後任の人選等については、できれば長崎市から送り出した方が一番いいのではないかと、そういうふうに考えているところです。とりあえず、社長を送り込んでいきたい、こういうふうに答えておるんです。ということは、長崎市の意向が100%入っているということではないですか、これは、恐らく私は、こういう答弁をされて衛生公社に社長を送り込んでいるというふうに思いますよ。

63年の9月議会ですから、その後、昭和63年の

12月から調べてみました。9月議会にこういう発言をされてですね、12月から現在まで14年間、代表取締役は市のOBではないですか。というのは、市の意向そのままに代表取締役を送り込んでいるということではないですか。A氏が7年6カ月、B氏が2年、C氏が3年、D氏、今現在現職であります、この方が1年3カ月。私は、この状態で市の意向が入っていないとは絶対に言えない。そういうふうに思っております。

また、経営陣に求められますのは、し尿行政に精通した厳しい経営手腕である、こういう答弁がございました。私は疑問であります。失礼ですが、行政OBの方が、し尿行政はともかく、民間の厳しい経営手腕があるはずはないんです。失礼ですが、そういう経営手腕というのが私はないというふうに思っております。

今現在ですね、中小企業の経営者というのは大変厳しゅうございます。現場をよく理解をして、従業員の気持ちがわかり、営業面でも、みずから先頭に立って従業員を引っ張っていく人、また、現在、この不況の中で、経営者の仕事の半分は資金繰りというふうに言われております。私は、経営者としての経験が全然ない役所OBでは、企業の経営は無理だというふうに考えております。早急に経営陣の刷新を図るべきだと思っておりますが、これは総務部長ですかね、人事の調整をしている総務部長の見解を求めたいと思います。総務部長（岡田慎二君） 衛生公社の役員の人事について、今、厳しいご指摘をいただきました。いわゆる外郭団体の職員として、本市OB職員が雇用されておりますが、その主な雇用理由として2つほどございますが、一つには、外郭団体は、市の施策と密接な関係を有しており、あるいはまた、市の業務そのものを行っているということもございまして、市OB職員を雇用することにより、相互の円滑な関係を維持できるということがございますが、もう一つには、市OBは、外郭団体の業務の執行上、関連分野の知識、技術、経験を有しており、いわゆる即戦力として期待できるということ等が主な理由でございまして、あわせて衛生公社の代表取締役につきましては、議員ご指摘のとおり、株式会社の経営者としての手腕が特に求められているということについては、私ど

もも十分認識をいたしております。そのようなことから、本市のOB職員のうち、在職中における全般的な行政経験もさることながら、とりわけ財務、労務等に精通した職員をこれまで推薦してきた経緯はございます。

いずれにいたしましても、衛生公社の厳しい財政状況の中で、抜本的な経営改善を図る必要がありますことから、今後とも、衛生公社への本市OB職員の推薦に当たりましては、議員ご指摘の点を十分踏まえながら、総合的な見地から検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

15番（板坂博之君） わかりました。私の意見は最後に言わせていただきたいと思いますが、次に、小型合併浄化槽について伺います。

減少するし尿収集業務にかかわるものの一つとして、家庭用小型合併浄化槽の製造・販売を計画し、平成4年から独自に製品開発を行い、平成8年には製品特許を取得し、その後、平成10年に県や市の補助を受けて製品改良まで行っております。しかしながら、どういうわけか、平成12年1月には、製造・販売権を譲渡いたしております。公社が将来の事業のために、それなりの投資を行って独自に開発したものを、なぜ製造から1年足らずで譲渡したのか、まず、その経過と理由をお尋ねしたいと思います。

また、長崎市は、公社が合併浄化槽の製造・販売権を譲渡した後、平成12年度に家庭用合併浄化槽設置に対する補助制度をつくっておりますが、私は、このようなことを見ておりますと、公社と市の関係が非常にちぐはぐに思えます。日ごろ、環境部は指導、監督する立場から、経営問題について、公社とどのような協議をしているのか、お聞かせ願いたいというふうに思います。

もう1点、本市におけるし尿収集許可業者の問題についてお尋ねをいたします。市街地周辺地区を中心に、無許可業者が存在していたことから、昭和49年4月に、この無許可業者6社が衛生公社の下請業者として整理されたというふうに伺っております。その後、6業者のうち3業者は、衛生公社との下請契約で創業者1代限りという条件が付されていたことから、創業者が亡くなられた時点で、公社から一定の廃業補償金が支払われ廃業

されておりますが、残りの3業者につきましては、平成9年4月からは、一般廃棄物収集運搬業の許可が与えられております。

つまり、現在、許可業者としては、長崎衛生公社だけではなく、そのほかに3業者が存在するということになります。会社の規模からいたしましても、これら3業者は、衛生公社と比べれば小さな会社ではありますが、法律上は、会社規模にかかわらず全く同等の立場にあるものと思われれます。そうなれば、これまで市は許可業者である衛生公社に対して、くみ取り世帯の減少に応じた補助金等を支出しておりますが、同じ許可業者という面からは、3業者に対して何らかの措置を講ずる必要も生じてくるのではないかと考えられます。

また、3業者のくみ取り受け持ち区域でも、下水道の整備は行われていますので、そう遠くない将来には、くみ取り業務を継続することが困難になることも予想されます。その場合、市は、どのように対応をされようとしているのか。本市の将来にわたるし尿行政にとって非常に重要な問題であり、当然、許可を与える際に十分検討されたことと思いますので、この点を含めまして、3業者に許可を与えるに至った経過及び理由について見解をお示しく下さい。

環境部長（高橋文雄君） 板坂議員の再質問についてお答えをいたします。

まず、小型合併処理浄化槽の販売権の譲渡についてでございますが、衛生公社の主体事業でありますし尿くみ取り収入が公共下水道の普及に伴いまして、年々減少の一途をたどる中、衛生公社といたしましても、経営改善策の一つといたしまして、新規業務の開拓にみずから取り組み、その方策の一つとしまして、小型合併処理浄化槽は、それまで培われました経験をもとに、公社保有の技術を生かし、県市の補助制度を活用いたしまして、研究、開発された製品でございます。特許の取得にまで至ったものでございます。

しかしながら、平成11年4月から、衛生公社におきまして、本格的な販売活動を開始したやさきの同年8月に、浄化槽の製造を請け負っておりました企業が突然、倒産をすることとなりまして、製造・販売の中止を余儀なくせざるを得ないということになったわけでございます。その旨の報告

は、同年9月の取締役会に報告をいたしまして、了承されたものでございますから、新たに製造を請け負う企業を県内はもとより、県外まで探しましたが、コスト面等の条件で折り合いがつかなく、やむなく製造・販売を断念するに至りました。その後、市内企業から同浄化槽の製造・販売を行いたい旨の申し出がありまして、双方で協議した結果、平成12年1月に衛生公社が特許権を保有したまま、当該企業に製造・販売にかかる所有権を譲渡するに至りました。このことにつきましては、同年3月の取締役会で承認された後、5月の株主総会でも承認されたとのことでございます。

続きまして、衛生公社と環境部との日ごろの経営協議については、どのようにしておるかということでございますが、私どもは、衛生公社とは定期的に何月、何月というような会議は持っておりませんが、減車・減員に見られますように、衛生公社の作業実態に見合いました収集体制の確立や経営計画、資金計画の確認、資金フローの収支状況の確認などについて、必要に応じた協議をその都度行っておるところでございます。また、内容によりましては、環境部と衛生公社の労使で構成する3者協議の場を設け協議を行うなど、衛生公社の適正な業務の遂行に努めておるところでございますが、しかしながら、まだまだ不十分な面もあると考えておりますので、今後は、定期的な会議を持つなどして時期を逸しないよう、より緊密な連携を図るよう努めてまいりたいと考えておるところでございます。

3点目のご質問でございます衛生公社以外の3つの許可業者が存在することになっておられるけれども、その経過と理由についてでございます。昭和43年7月に発足いたしました事業組合に所属をしておりました8業者のうち6業者が、49年4月から衛生公社の下請業者として正式に契約をいたしました。当時は、下請契約は1代限りと決定されたということでございます。いわゆる廃棄物処理法によりまして一般廃棄物収集運搬に係る許可業者につきましては、その業務の再委託、いわゆる下請は、法令上、その当時は、まだ明確に禁止されておらず、違反したと言える状況ではございませんでした。その後、平成4年7月の廃棄物処理法の改正によりまして、業務再委託、いわゆる

下請の禁止が法律上、明文化されました。このような中、平成7年当時、さきの下請6業者のうち3業者は廃業いたしました。平成7年4月以降は、衛生公社以外にし尿の収集運搬業者が3業者ありまして、いずれも衛生公社との間には下請契約は締結されていない状況でございます。廃棄物処理法上は、無許可営業ということになります。

そういう中で、し尿運搬業務を行っている状況でありましたので、市としても、このような好ましくない状況を早急に解決する必要がございまして、考えられる事項と対策をいたしまして、3つの案を考えました。その一つは、3業者に対しまして、一般廃棄物の収集運搬業務の許可を与える。2つ目は、3業者を廃業させ、市内のし尿収集運搬を衛生公社に一本化する。3つ目は、3業者を市の委託業者にするという、その3つの選択肢の中から検討を行いました結果、当時、営業をしておりました3業者の既得権を守るという意味と、3業者の同意が得られやすいことや、委託をするということになりますと、新たに手数料徴収業務等、市にとって新たな業務が発生すると、いろいろな理由の中から、平成9年4月に3業者が現にし尿収集を行っている地域を限定するという事で許可業者としたものでございます。

また、今の3業者は、ご指摘のように、衛生公社と同じく廃掃法の中での許可業者ということでありまして、また、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法、いわゆる合特法と呼んでおりますが、この制度のもとでは同じように取り扱うべきものと考えております。確かに、現在は、この3業者は衛生公社と比べますと、比較的、不採算地区が少ないということもありまして、すぐに経営的に問題になるということは、現在のところありませんが、いずれにいたしましても、ご指摘のように、そう遠くない時期に、この下水道の進捗に伴って、同じように、いろいろな諸問題が生じてくるというふうな考えておるところでございます。

しかしながら、その3業者につきましては、衛生公社と規模も違うということございまして、まだ零細企業が多数存立するということにつきましては、くみ取りの経営効率等々も含めまして、

衛生公社と同じようにということには、直ちにはならないというふうに考えておりますが、衛生公社との一本化等々も将来的には考えられる選択肢として、慎重に研究して、検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

15番（板坂博之君） 部長ですね、ここは大事なところなんですね。明確にお答えをいただきたいんですが、小型の合併浄化槽なんですね。ここはですね、平成9年の9月18日に、私どもの会派の福島満徳議員も衛生公社に関して質問をしております。そのときに、小型合併浄化槽の話も出ております。「今後、代替業務提供とあわせて、新型合併浄化槽の販売を柱とした衛生公社の自主経営改善策を積極的に支援しながら、衛生公社の収支改善を図っていく所存でございます。」というふうな答弁がっております。また、そのとき井原東洋一議員の質問に対しても、同じような答弁をしております。

ということはですね、この時点では、行政は、既に衛生公社が小型合併浄化槽を開発をしとる、研究をしとるということは、ご存じだったはずなんです。私は、今、再質問で部長の答弁を聞いておりますと、私の聞き間違いではなかったらですよ、譲渡するということは、12年3月の取締役会で承認された後、5月の株主総会でも承認されたとのことです。これは人ごとなんです。行政には、この小型合併浄化槽を売るということは何の相談もなく、衛生公社自身が勝手に売ったんですか。こここのところは大事なことです。

答弁願います。

環境部長（高橋文雄君） 当時の環境部には、事前に販売・製造中止ということは情報は入っておったということでございますが、販売権を譲渡するということについては、衛生公社独自でご判断したものというふうに考えておるところでございます。

15番（板坂博之君） あのですね、あなたはさっきですね、2カ月に1回か3カ月に1回、経営問題を衛生公社と話し合っていると、そういう答弁をしたではないですか。11年の8月に製造を中止しておるんですよ。そして、この合併浄化槽をどうしようかという話、これは全然出なかったんで

すか。12年の1月、ここで製造権、販売権を売とるんですよ。全然、話し出なかったんですか。

というのはね、この小型合併浄化槽を行政としても一生懸命支援しますと、緊密に連絡を取りながらと、こういう答弁を本会議場でやっておるではないですか。そして私ども知りませんでした、衛生公社が勝手に売りましたというんですか。

再度、答えてくださいよ。

環境部長（高橋文雄君） 当時の環境部といたしましては、先ほどもご答弁させていただきましたが、販売の譲渡先、譲渡するという意思表示のご相談はなかったというふうに聞いております。

しかしながら、定期的ではないとしましても、緊密に連携を取る、しかも、経営問題については、いろいろな会議を持つと、実はお答えをし、そのとおりの実行を目指したにもかかわらず、このような大きな問題が衛生公社と環境部の間で、よく意思の疎通がない、協議がされていないということについては、私どもも十分反省をいたしますし、今後、こういったことがないように努めてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

15番（板坂博之君） この小型合併浄化槽の件に関しては、恐らく、そういう答弁しかないんでしょう。平行線ですからね、やめますが、私はですね、これ平成4年から11年まで約7年間かけて、研究、開発をやっておるんですよ。そして、県とか市から補助をもらっているんですよ。この開発費は何千万となっておりますはずですよ。7年間の人件費から何から計算してみてくださいよ。小さな金額ではないですよ。本当に経営手腕がある人なら、将来のことを考えれば絶対に、こういうことを譲渡したりしませんよ。この時点で既にですね、合併浄化槽を推進しようという国の動きがあったはずなんです。おかしいですよ。

公社の、要するに将来を考えてね、当時の社長、これは私ちょっと聞いてみました。長崎市から最初に行った方、この人がですね、今から長崎衛生公社はしりすぼみになるんだと、何かとにかく自分のところで自社努力をしようということで部下に命令をしてですね、つくらしておるんですから、これは、それを代表者がかわるたびに、最初はもうやめんかと、そういう話しだったそうですよ。



それで最後は、もう売ってしまえ、議会からやかましく言われるから売ってしまえという話しまでやったそうではないですか。

私は、こういう考えだからだめだと言うとるんです。経営者は、やはり民間的な発想で、普通、経営者は絶対こんなことはしません。当たり前前の経営者であれば、それなりの設備投資をしたらです、絶対、先見性を持ってやるはずなんです。2年とか3年とか、自分がおるときに何も無いように何も無いように、そういうことでは会社経営はできんです。ぜひですね、総務部長、この件は検討を、人事の件は、また後からお話をしますけれども、検討をしていただきたい。

それとですね、長野県の製造会社がつぶれました。そして、県内、県外当たってみました。しかし、衛生公社の条件で製造をしてくれるところがなかった。努力が足らなではないですか。この権利を譲渡しているところは、長崎市で製品をつくっておるではないですか。私は、金額まで知っていますよ、どのくらいでつくっているか。全然、努力もせずに、部長の話を聞けば、勝手に売ってしまった、こうしかならなではないですか、私はおかしいと思いますよ。この件は、特別委員会でじっくりやらさせていただきます。

それから、総務部長、役所OBの件ですが、役所OBを代表取締役にするのは、私は反対だと言っておりますが、実際、反対なんです。経営者のトップとして、役所OBをやるのは、私は反対です。しかし、取締役として、行政と衛生公社のパイプ役として、常務とか専務とか派遣をしていいではないですか。ただ、本当の会社のトップとしては、責任者としては、私は反対というふうに思います。それも、現在は、常勤の取締役は2人ではないですか。それも行政OB2人。これで会社経営できるんですか。私は、ぜひ民間からの登用を検討していただきたい。何ならですね、提案ですが、公募という方法もあるではないですか。公募をして、こうこうですと、5年、10年お任せしますと、やってくれませんか。例えば私は、この合併浄化槽を買った、ここの社長を、こういう先見性がある人を衛生公社の社長に迎えたらどうですか。私は、そういうふうに思っております。

時間がございませんので、この程度でやめます

が、許可業者に関しては大きな問題をはらんでおります。どうぞ、早急な検討をお願いして、質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（鳥居直記君） 次は、25番塩川 寛議員。

〔塩川 寛君登壇〕

25番（塩川 寛君） おはようございます。

質問通告に基づき、順次、質問をいたしますので、関係理事者の明快な答弁を期待するものであります。

我が国の歴史を振り返るときに、産業、医療、文化、生活習慣に至るまで、鎖国時代に、この長崎が演じた役割は大きなものがありました。開国直後から、他の地方にこれらの機能が移転しながら明治期を迎えました。

我が国の近代化は、殖産興業、富国強兵という量的拡大の方向をたどり、バブルが弾ける直前まで、戦時下の一時期を除いて、確実に右肩上がりの成長を遂げてまいりました。今、電気炊飯器に手を合わせる人は余りいませんが、明治期の母親は、朝早くから火を起し、窯のご飯がおいしく炊けるように手を合わせ、家族に愛情を注いで一日が始まったと聞きます。昭和に入っても、ふるを沸かすのは子どもたちの仕事であったり、家族全員で生活の役割を分担してきました。子どもたちは、汗をかいたり、鼻水を流しながら、餓鬼大将と一緒に、毎日暗くなるまで、ご飯ができるまで、勉強はほったらかしで遊んだものであります。

特に、敗戦から立ち上がるときには、食料を求め、分かち合い、やがて住宅を求め、白黒のテレビから放送されるさまざまな番組を近所の人々が毎晩集まって鑑賞したり、外国の生活様式を生活の夢として、朝早くから夜遅くまで働きました。そして、テレビや洗濯機、冷蔵庫や車までが国内で生産され、家庭に普及してきました。国内の生産能力は需要量をはるかにしのぎ、海外にまでメイドインジャパンが普及し、外貨が流入し、経済大国に成長してきました。

この間、人々は田舎を離れ都市に集中し、石炭から石油へとエネルギー政策が転換される中で、太平洋ベルト地帯が形成され、昭和の終わりまで成長をなし遂げ、都市基盤も充実してきました。